

# 京都精華大学学位規程

2003年4月1日 制定

## (目的)

第1条 この規程は、京都精華大学学則(以下「大学学則」という。)および京都精華大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)の規定に基づき、京都精華大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

## (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位および付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 国際文化学部 学士(文化)
- (2) メディア表現学部 学士(メディア表現)
- (3) 芸術学部 学士(芸術)
- (4) デザイン学部 学士(芸術)
- (5) マンガ学部 学士(芸術)
- (6) ポピュラーカルチャー学部 学士(芸術)
- (7) 人文学部 学士(人文)
- (8) 人文学研究科 修士(人文学)
- (9) 芸術研究科 修士(芸術)  
博士(芸術)
- (10) デザイン研究科 修士(芸術)
- (11) マンガ研究科 修士(芸術)  
博士(芸術)

## (学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本学学部の課程を修了した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士前期課程および修士課程を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、本大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院学則の規定に基づき、博士論文の審査および試験に合格し、かつ本大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが認定された者にも授与することができる。

## (審査対象)

第4条 本大学院学則に規定する審査を受けるべき博士論文、修士論文、修士作品または特定の課題についての研究の成果は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・課程	審査対象
芸術研究科博士後期課程	博士論文
芸術研究科博士前期課程	修士論文または修士作品
デザイン研究科修士課程	修士論文または修士作品
マンガ研究科博士後期課程	博士論文
マンガ研究科博士前期課程	修士論文または修士作品
人文学研究科修士課程	修士論文または修士作品

## (学位論文等の提出)

- 第5条 修士の学位を得ようとする者は、所定の学位申請書(別表第1)に修士論文または修士作品(以下、「修士論文等」という。)を添え、研究科長に提出しなければならない。
- 2 博士の学位を得ようとする者は、所定の学位申請書(別表第1)に博士論文、博士論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文を添え、研究科長に提出しなければならない。
- 3 修士論文等または博士論文の提出の時期および試験の期日、方法については、別に定める。

(学位授与の申請)

- 第 6 条 第 3 条第 4 項により博士の学位論文を提出して学位の授与を申請する者は、学位申請書に、博士論文、博士論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、研究業績一覧、履歴書(別表第 2)に論文審査料を添えて学長に提出するものとする。
- 2 本大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、大学院学則に定める研究生として在学し、退学後 5 年以内に博士の学位の授与を申請するときは、前条第 2 項による学位として取り扱うものとする。
  - 3 前 2 項における論文審査料については、これを別に定める。
  - 4 提出された博士論文については、博士後期課程委員会の審議を経て、学長が受理する。
  - 5 学長は前項により提出された博士論文の審査を研究科長に付託する。
  - 6 受理した博士論文、博士論文の要旨、参考論文、研究業績一覧、履歴書等および論文審査料は返還しない。

(学位論文等の審査)

- 第 7 条 研究科長は修士論文等または博士論文(以下「学位論文等」という。)の提出または付託を受けたときは、研究科委員会または博士後期課程委員会にその審査を依頼する。
- 2 研究科委員会または博士後期課程委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。
  - 3 研究科委員会または博士後期課程委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに審査委員会を設ける。

(審査委員会)

- 第 8 条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に関する専門分野の指導教員と、研究科委員会において選出された関連分野の教員 2 名以上を加えて組織する。
- 2 提出された学位論文等の審査にあたって、審査委員会は研究科長の承認を得て他の大学院または研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
  - 3 審査委員会は、学位論文等の審査および試験を行うものとし、試験は、学位論文等を中心として口頭試問の方法によって行うものとする。

(審査結果の報告)

- 第 9 条 審査委員会は、審査および試験の結果について、文書により研究科長に報告しなければならない。

(課程修了および授与資格の審議)

- 第 10 条 研究科長は前条の報告に基づき、博士後期課程委員会または研究科委員会に学位論文等の審査および試験の結果を提案し、博士後期課程委員会または研究科委員会はその課程の修了の可否について審議する。
- 2 第 3 条第 4 項により学位の申請のあった者については、学位授与要件の有無について、審議する。
  - 3 本条第 1 項および第 2 項に規定する審議は、構成員の 3 分の 2 以上が出席する博士後期課程委員会または研究科委員会において行い、出席者の過半数が審議結果に賛成しなければならない。

(審議結果の認定)

- 第 11 条 研究科委員会が前条第 1 項および第 2 項の審議を行ったときは、研究科長は速やかに文書により学長に報告し、学長がこれを認定する。

(学位の授与)

- 第 12 条 学長は、課程の修了または授与資格を認定した者に学位記を授与する。また、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位記の様式)

- 第 13 条 学位記の様式は別表第 3、別表第 4、別表第 5 および別表第 6 のとおりとする。

(学位論文、学位作品の保存)

- 第 14 条 本大学院で学位を授与された者は、学位論文 1 部または学位作品写真 1 部の原本ならびに磁気媒体を本学情報館に提供するものとし、博士の学位を授与された者は、国立国会図書館にも提供しなければならない。

(学位の名称の使用)

- 第 15 条 本大学院で学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、当該専攻分野の名称を記し、当該学位を授与した本大学院名を付記するものとする。

(学位授与の報告)

- 第 16 条 本大学院において博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文要旨の公表)

第 17 条 本学は、博士の学位を授与したときは、「学位規則」(昭和 28 年 4 月 1 日、文部省令第 9 号)の定めにより、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、当該博士の学位に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 18 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の取消)

第 19 条 学長は本学において学位を授与された者に次の事実があったときは、学位を取り消し、学位簿より削除し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正な方法によって、学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚辱する行為があったとき

(雑則)

第 20 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(事務担当部署)

第 21 条 この規程に関する事務は、教学グループが担当する。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、「京都精華大学大学院学位規程」を廃し、2003(平成 15)年 4 月より適用する。

2 この規程は、2006(平成 18)年 4 月 1 日から適用する。

3 この規程は、2010(平成 22)年 4 月 1 日から適用する。

4 この規程は、2012(平成 24)年 4 月 1 日から適用する。

5 この規程は、2014(平成 26)年 4 月 18 日から適用する。

6 この規程は、2015(平成 27)年 12 月 7 日から適用する。

7 この規程は、2017(平成 29)年 4 月 1 日から適用する。

8 この規程は、2021(令和 3)年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1(第 5 条関係) 省略

別表第 2(第 5 条関係) 省略

別表第 3(第 12 条関係) 省略

別表第 4(第 13 条関係) 省略

別表第 5(第 13 条関係) 省略

別表第 6(第 13 条関係) 省略